

## ◎自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三〇日法律第九号)

### 一、提案理由 (平成一九年三月一六日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 ただいま議題となりました自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

政府においては、これまで、簡素で効率的な政府を実現する観点から、必要な行政改革を積極的に推進してきたところです。この法律案は、この行政改革の一環として、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十八年度末に中期目標期間が終了する自動車検査独立行政法人について、特定独立行政法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とするとともに、自動車検査独立行政法人の行う基準適合性審査を受けようとする者は、その手数料を同法人に直接納付することとする等の措置を講ずるものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、自動車検査独立行政法人の役職員の非公務員化を行うこととしております。

第二に、自動車検査独立行政法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を同法人に直接納付することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

### 二、衆議院国土交通委員長報告 (平成一九年三月二三日)

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十八年度末に中期目標期間が終了する自動車検査独立行政法人について、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、同法人が審査手数料を直接徴収することができることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、十六日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議 (平成一九年三月二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 自動車検査独立行政法人について、独立行政法人の見直しの趣旨を踏まえ、その業務の効率化に努めるとともに、その責任の明確化を図るよう努めること。

二 基準適合性審査に係る手数料の額及び納付方法が適切なものとなるよう、国民の意見を十分踏まえ、必要な検討を行うこと。

三 バス及びトラックの不適切な整備に起因する事故の発生を防止するため、自動車の定期点検整備の実施率を向上させるための適切な措置を講じるよう努めること。

四 自動車重量税の代行納付その他車検の際に実施する業務が指定整備事業者にとって過大な負担とならないよう、適切な措置を講じるよう努めること。

五 自動車安全特別会計については、自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務を総合的かつ機能的に行うことができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### 三、参議院国土交通委員長報告（平成一九年三月二九日）

○大江康弘君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、自動車検査独立行政法人について非公務員化するとともに、基準適合性審査に係る手数料を同法人に直接納付する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴う検査体制の在り方、不正車検等の再発防止と罰則強化の必要性、基準適合性審査に係る検査手数料の改定の是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議（平成一九年三月二八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車検査独立行政法人の非公務員化に当たっては、独立行政法人の見直しの趣旨を踏まえ、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

二、自動車の基準適合性審査に係る手数料等の改定に当たっては、独立行政法人見直しによる業務の効率化の成果が反映されるよう努めること。

三、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴い、その長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。

四、指定工場の許可基準の規制緩和に当たっては、指定工場間の競争激化が自動車検査

水準の質の低下等を招き、安全性が損なわれないよう、国は監督体制を充実すること。  
五、不正車検の再発防止を図るため、国は民間車検場に対する監査体制を強化するとともに、その抑止策についても万全の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。